

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程及び一般職の  
任期付職員の採用等に関する規程の一部を改正する規程の  
あらまし

- 1 人事院の勧告及び国家公務員の取扱いを踏まえ、期末手当の支給割合を引き下げるとともに、令和4年6月期の期末手当から、令和3年度の引下げに相当する額を減額します。
- 2 この規程は、公布の日から施行します。